

港湾運送事業法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 特定港湾制度の廃止に伴い、特定港湾の指定に係る規定を削ることとする。 (第四条関係)

第二 検数人等の登録制度の廃止に伴い、検数人等の登録料に係る規定を削ることとする。

(第六条関係)

第三 国土交通大臣の職権の地方運輸局長等への委任に係る規定の整備を行うこととする。

(第七条関係)

第四 港湾運送事業法の適用の対象となる港湾について、大湊港を削ることとする。 (別表第一関係)

第五 この政令は、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十八年五月十五日）から施行することとする。

(附則第一項関係)

第六 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(附則第二項関係)

第七 関係政令の整備を行うこととする。

(附則第三項関係)